



第4次
三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画
(最終案)



三重県

目 次

第1章 はじめに

1 策定の趣旨	1
2 これまでの取組の成果と課題.....	1
3 アルコール依存症の早期発見と治療の必要性.....	1
4 計画期間	2

第2章 基本方針と推進体制

1 基本方針	3
2 目標の設定	3
3 推進体制	4

第3章 基本方針に基づく取組

I 飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進.....	5
2 飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進.....	6
3 企業等における社内教育の推進.....	6
II 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動.....	7
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進.....	7
III 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務.....	8
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組.....	8
IV 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進.....	10
2 三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせた取組.....	12
3 表彰	12
4 実施状況の報告と公表.....	12

参考資料 三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例.....	13
--	----

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「計画」という。）は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、県民、事業者、行政等が連携して「飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動」を推進するための総合的な取組を定めるものです。

2 これまでの取組の成果と課題

飲酒運転は、悪質・危険な犯罪であり、厳しい処分（刑事処分、行政処分）だけでなく、民事賠償や職場における処分等によって、違反者本人のみならず、その家族等にも大きな影響を与えるものです。

平成26年以降、3次にわたる計画に基づいた関係者と連携した取組により、ハンドルキーパー運動推進店の拡大や社内教育の充実、様々な媒体を活用した広報啓発活動等により「規範意識の定着」を図りました。また、相談窓口で依存症治療に関する関係機関を案内し、アルコール依存症の治療につなげたり、飲酒運転違反者に対する受診義務通知について、勧告に加え再勧告を実施することで受診率を向上させるなど「再発防止」についても一定の成果を上げました。

しかし、依然として飲酒運転により重大な被害を生じさせる痛ましい事故が後を絶ちません。飲酒運転がなくならない要因の一つとして、飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となるという認識および「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着が十分でないことが考えられます。

このことから、飲酒運転の取締り強化とともに、計画の柱である「規範意識の定着」「再発防止」に向けた取組を中心とする関係者と連携した取組を、さらに推進していくことが必要です。

3 アルコール依存症の早期発見と治療の必要性

条例では、飲酒運転の再発防止のため、飲酒運転違反者には「アルコール依存症に関する受診」を義務付けており、県の指定医療機関で受診することとなっています。

令和元年度の受診結果によると、受診者のうち約7割についてアルコール依存症またはその疑いがあるとの結果が出ています。

アルコール依存症からの回復のためには、本人が問題の存在を認め、自ら治療を受けるなど対処することが不可欠となるとともに、本人だけでなく家庭や職場などの周囲の人々も、アルコール依存症について正しく理解することが必要です。

また、万が一アルコール依存症となった場合には、早期に症状を発見し、適切な処置を行うことが、本人の健康のために重要であるとともに、飲酒運転の再発防止にもつながります。

アルコール依存症に至らない場合であっても、アルコールを多量に摂取し、飲酒を続けることは、肝機能障害、高血圧、糖尿病などの健康問題や、飲酒運転をはじめとする社会的に問題となる行動を引き起こすおそれがあるため、問題となる飲酒行動の改善を図ることが重要です。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 基本方針と推進体制

1 基本方針

飲酒運転を根絶するための基本方針を次のとおりとします。

- (1) 飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
- (2) 飲酒運転の再発防止のための措置
- (3) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
- (4) 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

2 目標の設定

計画期間において、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、次に掲げる基本目標と、2つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

(1) 基本目標

基本目標		飲酒運転による人身事故件数（年間）				
現状値（R 7年）	年	R 8年	R 9年	R 10年	R 11年	R 12年
41件	目標値	36件未満かつ前年より減少				
【設定の考え方】 飲酒運転による人身事故が ^{ゼロ} 0になることをめざして、毎年着実な減少をめざします。						

(2) 活動目標

活動目標	ハンドルキーパー運動推進店等 ¹ の指定等					
現状値（R7年度）	年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
692店 （事業所）	目標値 （累計数）	900店 （事業所）	1,800店 （事業所）	2,700店 （事業所）	3,600店 （事業所）	4,500店 （事業所）
【設定の考え方】 広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、ハンドルキーパー運動推進店・事業所の指定と酒類販売業者の協力店舗数を合わせて、計画期間中、累計4,500店（事業所）をめざします。						

活動目標	飲酒運転違反者の受診率					
現状値（Ｒ 7 年度）	年度	Ｒ 8 年度	Ｒ 9 年度	Ｒ10年度	Ｒ11年度	Ｒ12年度
●%	目標値	60%以上				
【設定の考え方】 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率について、毎年度60パーセント以上をめざします。						

¹ ハンドルキーパー運動推進店等・・・自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動を推進する店舗や事業所

3 推進体制

三重県交通対策協議会に設けられた「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」（以下「部会」という。）は、県、警察、市町、関係機関・民間団体等が相互に情報交換等を行い、協力しながら基本方針に則った取組を推進します。また、県は、条例第9条第5項に基づく指定医療機関の拡大を図ります。

（1）部会の設置

ア 部会の役割

部会は、飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画に関し必要な協議と調整を行います。

イ 部会の構成および連携体制

（ア）部会は、県の執行機関、交通関係団体、特定事業者²の団体等、この条例の規定に基づく措置、取組等に関係する機関・団体に属する委員で構成します。

部会の委員（以下、「推進機関」という。）は、それぞれの立場で県民への広報啓発等を実施するとともに、互いに情報提供、意見交換を行い、連携して飲酒運転根絶に向けた取組を実施します。

（イ）特定事業者の団体においては、それぞれ加盟する各店舗に対して、酒類の提供時における飲酒運転防止のための対策の実施について周知徹底を図るほか、広報啓発活動を推進します。

（2）指定医療機関

ア 医療機関の指定

条例第9条第5項に基づく、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱」により、飲酒運転違反者がアルコール依存症に関する診察を受けることができる医療機関を指定するとともに、その拡大を図り、受診しやすい環境を整えます。

イ 指定医療機関の役割

（ア）「飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る飲酒運転違反者への診療マニュアル」（以下「診療マニュアル」という。）を活用して、「危険な飲酒」と「アルコール依存症」の選別および診断を行い、「危険な飲酒」に該当する者には、アルコール関連問題の予防につながる指導を実施し、アルコール依存症と診断された者には、治療および断酒プログラムへの参加を促します。

（イ）アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるため、指定医療機関は、アルコール依存症の治療にあたって、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関との相互連携に努めます。

² 特定事業者・・・飲食店営業者および酒類販売業者

第3章 基本方針に基づく取組

I 飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及

1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- (1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関（以下「学校」という。）における教育
学校における飲酒運転根絶に関する教育については、幼少期から「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識を向上させることが重要です。

交通安全教育の中で、将来を見据えた飲酒運転根絶に関する教育を推進します。

ア 学校教育活動全体を通じた指導

学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に取り組みます。

イ 家庭・地域・関係機関との連携

子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、親子で一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。

また、子どもを対象とした交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を促進させるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。

- (2) 生涯学習としての交通安全教育

交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識および交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。

ア 三重県交通安全研修センター等の活用

県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施する中で、対象者の特性に応じた飲酒運転防止教育を実施します。

イ 運転免許更新時講習等における教育

警察は、運転免許更新時講習や高齢者講習等を通じた交通安全教育を推進し、飲酒運転に関する知識の普及徹底に取り組みます。

- (3) 高齢者に対する教育の推進

高齢者の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して実施する中で、あわせて飲酒運転根絶に関する教育を、交通安全教室、社会活動および福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転禁止の遵法意識の普及を図ります。

(4) 自転車利用者に対する教育の推進

推進機関は、自転車に関する交通安全教育や広報啓発の機会を捉えて、自転車による飲酒運転が自動車と同様に厳しい処罰の対象となること、転倒等による死亡や重傷のリスクが増加する危険性があること等について、自転車利用者に対して理解を促進することにより、規範意識の醸成に努めます。

2 飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

(1) 若年者の規範意識醸成に資する飲酒運転防止教育の推進

県は、大学生や専門学校生、新社会人等の若年者に対して、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さ、自身や家族の人生にまで深刻な影響を及ぼす可能性について、より一層の理解を促進するための飲酒運転防止教育を推進し、規範意識を醸成します。

(2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

警察や自動車教習所は、免許取得時はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を含めた運転者教育に努めます。

(3) アルコール依存症等の知識の普及および啓発活動の推進

推進機関は、法的に飲酒可能年齢に達する若年者に対して、アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係性について啓発活動を行います。

3 企業等における社内教育の推進

(1) 情報提供

県は、企業等における社内教育を通じて、従業員の規範意識の定着が図られるよう、飲酒運転防止に関する各種情報を社内教育の場に提供します。

(2) 社内教育の支援

推進機関は、事業所等における社内教育が推進されるよう各種講習会や研修会を実施し、事業所の自主的な社内教育を支援します。

(3) 従業員に対する教育

事業所は、飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への教育、啓発の実施に努めます。

II 飲酒運転の再発防止のための措置

1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

県は、警察、市町、関係機関、民間団体等と連携して、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため、条例の周知啓発を推進するとともに、事業者、関係団体等からの要請に応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか、飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。

2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

(1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督

警察は、取消処分者講習および停止処分者講習時において、飲酒運転違反者に飲酒運転の危険性を認識させるための効果的な再教育を行うとともに、講習実施機関に対する指導および監督を行い、また講習指導員に対する研修会を随時開催するなど、講習指導員の指導能力の向上を図ります。

(2) 安全運転相談窓口の充実

警察は、運転者からの様々な相談に適切に対応するため、安全運転相談窓口の相談体制の整備や担当職員に対して専門的知識、および適切な対応要領等に関する指導教養を行います。

Ⅲ 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知

県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知を行うとともに、受診した旨の報告を求めます。

受診の通知にあたっては、飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係、保健所等の相談窓口や自助グループに関する情報提供をあわせて行います。

(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告・再勧告

受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告するとともに、さらに勧告の書面を送付したのち40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施します。

(3) 相談窓口における受診促進

県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して積極的な情報提供や助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診を促します。

(4) 指定医療機関の充実

県は、医療機関への積極的な働きかけを通じて、指定医療機関の拡大を図り、受診しやすい環境の整備に取り組みます。

2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(1) 県の取組

ア アルコール依存症に関する正しい知識の普及等

アルコール依存症の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の方からの相談に対して、必要に応じて医療機関や保健所等の相談窓口や自助グループを教示します。

イ 三重県アルコール健康障害対策推進計画による取組

アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。

ウ 保健所等における取組

保健所等において、アルコール依存症とその疑いのある者や家族、事業者など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。

また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。

（２）本人・家族の取組

県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、飲酒運転違反者が県から受診通知を受け取ったことをその家族が知った場合は、飲酒運転違反者本人に対して必ず指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。

（３）事業者の取組

従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症および多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症および多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や、適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。

（４）警察の取組

ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進

運転免許の取得・更新時や飲酒運転違反者が運転免許証返還時に、アルコール依存症であることを申告した場合には、早期治療を促すとともに、受診義務対象者には受診を促します。

また、運転免許の取得時等における質問票や安全運転相談等によりアルコール依存症の疑いがある者を認めた場合には、臨時適性検査または診断書の提出により、運転免許取得の可否を判断します。

イ 飲酒運転違反者の再教育の場における受診の促進

取消処分者講習、停止処分者講習時において、スクリーニング・テスト（オーディット）を実施し、受講者自らの飲酒習慣を自覚させるほか、問題飲酒行動のある者に対する速やかな受診につなげます。

（５）医療機関の役割

ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携

アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。

イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及

受診の結果、アルコール依存症でなかった者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題について正しい知識が得られるよう働きかけを行います。

（６）自助グループの取組

自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。

IV 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進

すべての推進機関は、関係機関・民間団体等と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) すべての推進機関における取組

ア 県民、事業者、行政等が連携して、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や、飲酒運転による交通事故等の実態をふまえた広報を実施して、スローガン「STOP! 飲酒運転inみえ」の積極的な展開を図ります。

イ 県民一人ひとりに対して飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS³等による広報啓発を実施します。

また、各季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。

ウ 推進機関等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力および従業員等の参加を促すとともに、会報誌への掲載により条例の周知に努めます。

エ 酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。

オ 自動車だけでなく、自転車や特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）等の新しい小型モビリティの利用者に対する広報啓発を推進します。

(2) 県の取組

ア 各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。

イ テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。

ウ 在留外国人の増加をふまえ、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、多言語による情報発信を一層推進します。

エ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者や、その家族等からの相談に応じ、他の関係機関との連携を図ります。

(3) 警察の取組

ア 飲酒運転による交通事故実態の分析結果等に基づいた指導取締りや周辺者の責任追及を徹底します。

イ 三重県警察ウェブサイト等を活用し、飲酒運転事故の発生状況の周知に努めます。

ウ 飲食店や事業所等に対して、積極的にハンドルキーパー運動への参加を呼びかけ、ハンドルキーパー運動推進店等の拡大に取り組みます。

³ SNS・・・ソーシャルネットワークサービス

(4) 安全運転管理に関する取組

- ア 安全運転管理者等の選任事業所の使用者および管理者等は、飲酒運転に関する知識等の浸透を図り、飲酒運転防止意識の向上に努めます。
- イ 従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。
- ウ 三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材等を展示するとともに、その貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者の関心を高めます。
- エ 安全運転管理者等は、業務上車両を運転する者に対し、法令で義務付けられているアルコール検知器と目視等による酒気帯びの有無の確認を徹底し、従業員等が業務上で飲酒運転を行うことを防止します。

(5) 飲食店営業者における取組

- ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲示、メニュー等への啓発文等の掲載に努めます。
- イ 来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の案内、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。
- ウ 飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。
- エ ハンドルキーパー運動推進店への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。

(6) 酒類販売業者における取組

- ア 酒類販売業者を対象とした研修時に県が配布するポスター等を、販売場内の来店者によく見える場所へ掲示し、飲酒運転根絶に努めます。
- イ 車両利用の酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。
- ウ 県民に対し飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。

(7) 公共交通機関等の利用促進等

- ア 推進機関は、「乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業等の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い、飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。
- イ 県、警察は、自動車運転代行業の指導育成を図り、利用促進に取り組みます。
- ウ 夜間における移動手段を確保するため、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入を推進します。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日に合わせた取組

毎年12月1日を「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」とし、関係団体が連携した啓発活動等のキャンペーン等を実施することにより、県民の飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図ります。

3 表彰

飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店舗等に対し表彰を行います。

4 実施状況の報告と公表

この計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告」を作成し、県議会に報告するとともに、三重県ホームページで公表します。

参考資料 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例

平成25年 6 月28日 三重県条例第70号

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}となることに願いを込め、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為

二 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

四 酒類販売業者 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

（県の責務）

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関し、必要な支援を行うものとする。

（県民の努力）

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が行う飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類を購入する者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

（基本計画）

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飲酒運転根絶に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(教育及び知識の普及)

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

(再発防止のための措置)

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第九条 県内外において道路交通法第百十七条の二第一項第一号又は同法第百十七条の二の二第一項第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

- 2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する報告の期限までに第一項に規定する報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- 4 飲酒運転違反者の家族等は、当該飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- 5 知事は、医療機関の指定等第一項に規定する事務に必要な事項を定めるものとする。

6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務に必要な飲酒運転違反者の情報の提供を行うものとする。

7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

(推進運動の日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日を設ける。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(調整規定)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日が道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）第一条のうち道路交通法第百十七条の二の二中第四号を第六号

とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として二号を加える改正規定の施行の日前である場合には、当該改正規定の施行の日の前日までの間における第九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第百十七条の二の二第三号」とあるのは「同法第百十七条の二の二第一号」とする。

附 則（令和七年三月二十一日三重県条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画
令和8年（2026） 月

三重県環境生活部 くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail : seikotu@pref.mie.lg.jp
